子育て応援事業 (中土佐町ニコニコ赤ちゃん券)



子育て世帯の負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを目的とした事業です。 乳幼児を養育する保護者に対し、その乳幼児が使用するおむつ及びおしり拭きシートの購入費用を 助成します。

対象者

• 対象児: 交付申請時に本町に住所を有する生後36か月未満の者。

・保護者:本町に住所を有する対象者の養育者、未成年後見人等であって現に対象者を 監護している者。

※ただし、保護者及びその同一世帯員が生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護を受けていない場合に限る。

対象品目

• おむつ • おしり拭きシート ※ニコニコ赤ちゃん券利用可能店舗で購入した商品に限る

助成期間•内容

•助成期間:対象児が出生した日から満3歳に達する日まで。

| 申請 | 生後月齢 | 発行 枚数 | 助成金額 (1枚:1,〇〇〇円) | 有効期限 |
|-----|---------|-------|---------------------|---------------|
| 第1期 | 0~3か月 | 30 | 30,000円 | |
| 第2期 | 4~10か月 | 20 | 20,000円 | |
| 第3期 | 11~15か月 | 20 | 20,000円 | 3歳の誕生日の前日まで有効 |
| 第4期 | 16~23か月 | 20 | 20,000円 | |
| 第5期 | 24~35か月 | 10 | 10,000円 | |

申請方法

- ①こどもセンター窓口に来所(申請窓口は、こどもセンターに限定させていただいております。)
- ②申請書に必要事項を記入。※印鑑・母子手帳をご持参ください
- ③中土佐町ニコニコ赤ちゃん券を申請者に交付。

使用方法

ニコニコ赤ちゃん券利用可能店舗:町内のコメリ・ツルハ

上記の2店舗でおむつ・おしり拭きシートを購入の会計時に券を使用します。 1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または 上回る場合に利用できます。なお、購入額が額面を上回る場合の差額は、この券の利用者が負担す ることになります。おつりが発生する場合は、利用できません。

【使用例】

- ★おむつ・おしり拭きシート900円に対して券1枚を利用する
 →100円のおつりが発生するため、券は使えない。
- ○おむつ・おしり拭きシート1,000円に対して券1枚を使用する →券1枚分の金額のため、券は使える。
- ○おむつ・おしり拭きシート1,100円に対して券1枚を使用する。 →券1枚と、差額の100円の支払いが生じる。

注意

以下に該当した場合、券の利用ができません。場合によっては、券の額面に相当する金額の全部または1部の返還が発生することがあります。

- ・対象者あるいは申請者が死亡し、又は町外に転出したとき。
- ・正当な理由なく氏名や住所が変更した旨の届出を怠ったとき。
- 券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- 申請者が対象者を養育しなくなったとき。
- 券の記載事項を改変して使用したとき。 など